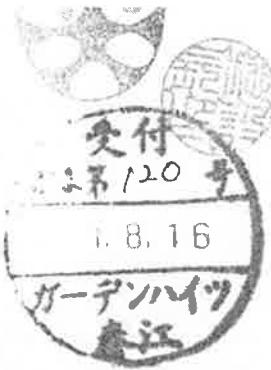


審
査
課



事
務
所



定交第54号
令和元年8月1日

社会福祉法人 双和会 御中

福井県交流文化部定住交流課長



福井県移住支援金事業対象法人の認定について

令和元年7月15日付で申請のあった移住支援金対象法人に係る登録申請については、対象法人として認定しましたので通知いたします。

なお、下記対象法人の要件に該当しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

記

対象法人要件

- ・資本金10億円未満の法人であること
- ・本店の所在地が、東京系以外の地域、または条件不利地域 であること
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・みなし大企業^{*1}でないこと
- ・官公庁等でないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

※1

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総数の2分の1以上を所有または出資している企業
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している企業

《担当》 福井県交流文化部定住交流課

原・岩本

TEL : 0776-20-0387

FAX : 0776-20-0644